

## 正しく使って きれいな水環境を守りましょう

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化処理し、川や海などに放流することで、地域の水環境を守る下水道と浄化槽。美しい水環境を守るため、正しく使いましょう。  
■問い合わせ 下水道課 (内線117)

### 下水道の事故が増えています

下水道に油や水に溶けないものが流れ込み、本管が詰まったりマンホールポンプが故障する事故が起きています。本管やマンホールポンプの事故対応には、皆さんの使用料などが充てられています。下水道の正しい使用は、皆さんの宅内にある排水設備の痛みを防ぐほか、下水道本管などの損傷を防ぎ、維持管理費用を減らすことにもつながります。ご利用の際は、次のことを必ず守ってください。

#### 1. 台所のごみや油脂類は流さない

野菜くず、残飯、てんぷら油を排水管に流すと、宅内の排水管が詰まったり、下水道本管の閉塞事故などにつながります。

#### 2. 水に溶けない物、溶けにくい物を流さない

水に溶けにくい紙やおむつ、たばこやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因になります。

#### 3. アルコールやガソリンは流さない

宅内の排水設備に揮発性の高い危険物を流すと、宅内設備や本管の中で爆発したり、管を損傷するなど大事故につながります。絶対に流さないでください。

#### 4. 宅内排水設備の近くには植樹しない

排水管や汚水升に木の根が侵入して、詰まりや破損の原因になります。

### 浄化槽を設置する方・使用している方へ

①浄化槽を設置する場合は、設置工事前に「浄化槽設置届出書」などの提出が必要です。

②浄化槽の設置工事には、国家資格である浄化槽設備士による実地の監督が必要です。長く使用する浄化槽です。資格保持者がいる業者による、適正な施工をお願いします。

③浄化槽は微生物の力で皆さんの家庭などから出る汚れた水を浄化しています。浄化槽の正常な機能を保つため「1. 清掃」、「2. 保守点検」、「3. 法定検査」の3つの義務を必ず実施してください。

④浄化槽管理者を変更した場合や使用休止、再開、廃止した時などは、下水道課に届け出をしてください。

△建物の解体などで浄化槽を撤去する場合は、必ず許可業者による最終清掃（定期清掃ではありません）を行った後に撤去処分してください（浄化槽内の水、汚泥などを河川などに投棄しないでください）。

## けい 子宮頸がん予防ワクチンの 接種費用を助成します

◆対象 市内に住民票のある、中学1年生から高校1年生相当の年齢の方（平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれ）

※高校1年生相当の年齢の方は、平成24年3月31日までに1回以上接種しないと、平成24年度の接種費用の助成ができません。中学生の方は、平成24年度から接種しても接種費用の助成ができます。

◆接種方法 市内の指定医療機関で予約の上、3回接種してください。接種費用の個人負担はありません。

#### ■問い合わせ

保健センター (☎55)2010)

## 土岐市駅前・駅西・駅北自動車駐車場の料金が 4月1日から変わります

### 駅前・駅西自動車駐車場

〈3月31日までの料金〉  
30分ごとに50円加算  
ただし、最初の60分は無料

〈4月1日からの料金〉  
30分ごとに50円加算  
ただし、最初の2時間は無料

### 駅北自動車駐車場

〈3月31日までの料金〉  
最初の8時間までは300円  
▷以降8時間ごとに200円加算

〈4月1日からの料金〉  
最初の12時間までは300円  
▷以降6時間ごとに200円加算

※4月1日以前に入庫した方は、4月1日以降に出庫した場合も旧料金での精算となります。

■問い合わせ 環境課 (内線254)

土岐市営駐車場案内図

